

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
世紀東急工業株式会社(東京都港区芝公園2-9-3)[1000007153]
2. 資格登録停止措置の期間
令和6年1月9日 ~ 令和6年2月8日(1ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該資格登録者が請け負った、「中央自動車道 駒ヶ岳SA(下り線)舗装改良工事」(名古屋支社発注)において、舗装補修を行った箇所の舗装厚が、発注時に当社が求めている基準を満たしていないことが確認された。
5. 資格停止措置理由
資格登録者である上記事業者が、過失により工事・調査等を粗雑にしたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第2号(過失による粗雑工事・調査等)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(過失による粗雑工事・調査等) 2 会社の発注に係る工事・調査等の施行に当たり、過失により工事・調査等を粗雑にしたと認められるとき(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)が軽微であると認められるときを除く。)	発生地域について 当該認定をした日から1月以上6月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)